

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：関係性における暴力分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>多くの暴力は一定の関係性の中で生じる。特に、被害者が子ども、障がい者や高齢者、女性の場合といった脆弱な人たちに対して行われる場合で、その人たちが生存のために依存している人からの暴力の場合には、より大きな影響が生じる。被害者にとって、その暴力自体による影響はもちろんのこと、強制的な関係性の切断等が起こることによって、生存の基盤すら危うくなることも少なくない。</p> <p>それぞれの関係性を規定している法は、多くの場合、このような否定的な影響を少なくするのではなく、強化する役割を果たしている。さらに、子ども、夫婦、パートナーといった人間関係を規定している法は、基本的に友好的な関係性を前提としており、暴力による一方的な支配が行われることを予定しないという問題もある。</p> <p>法がこのような関係性の暴力の存在やそれによる否定的な影響とどのような形で関連しているのかを多角的法横断的に検討することにより、法の役割を再検討することにより、法が持つ暴力を抑止する役割を確認する。</p>
4	審議事項	<p>1 関係性における暴力の実態を明らかにする。合わせて、「暴力」の関係における意味を明らかにする。</p> <p>2 関係性における暴力を強化している法制度について、総合的に検討する。</p> <p>3 関係性における暴力の影響を最小化するための法制度の再構築の提案を行う。</p>
5	設置期間	<p>時限設置</p> <p>常設</p>
6	備考	※新規設置